

玉野市議会基本条例（平成25年玉野市条例第3号） 逐条解説

目 次

条例体系図	1
前文	2
第1章 総則	
第1条（目的）	3
第2条（最高規範性）	3
第2章 議会及び議員の活動原則	
第3条（議会の活動原則）	4
第4条（議員の活動原則）	5
第5条（議決責任）	5
第6条（会派）	6
第7条（全員協議会）	6
第3章 市民と議会の関係	
第8条（情報公開及び市民参加）	7
第9条（市民との意見交換及び議会報告会）	8
第4章 議会と市長等の関係	
第10条（議会と市長等の関係）	8
第11条（政策等形成過程の説明要求及び評価）	9
第12条（予算及び決算審議における政策等の説明）	10
第13条（報告及び資料の要求）	10
第14条（議決事件の追加）	11
第5章 議員間討議	
第15条（自由討議）	11
第6章 委員会の活動	
第16条（委員会の活動）	12
第7章 政務活動費	
第17条（政務活動費の執行及び公開）	12
第8章 議会及び議会事務局の体制整備	
第18条（議員研修の充実強化）	13
第19条（調査機能の充実）	13

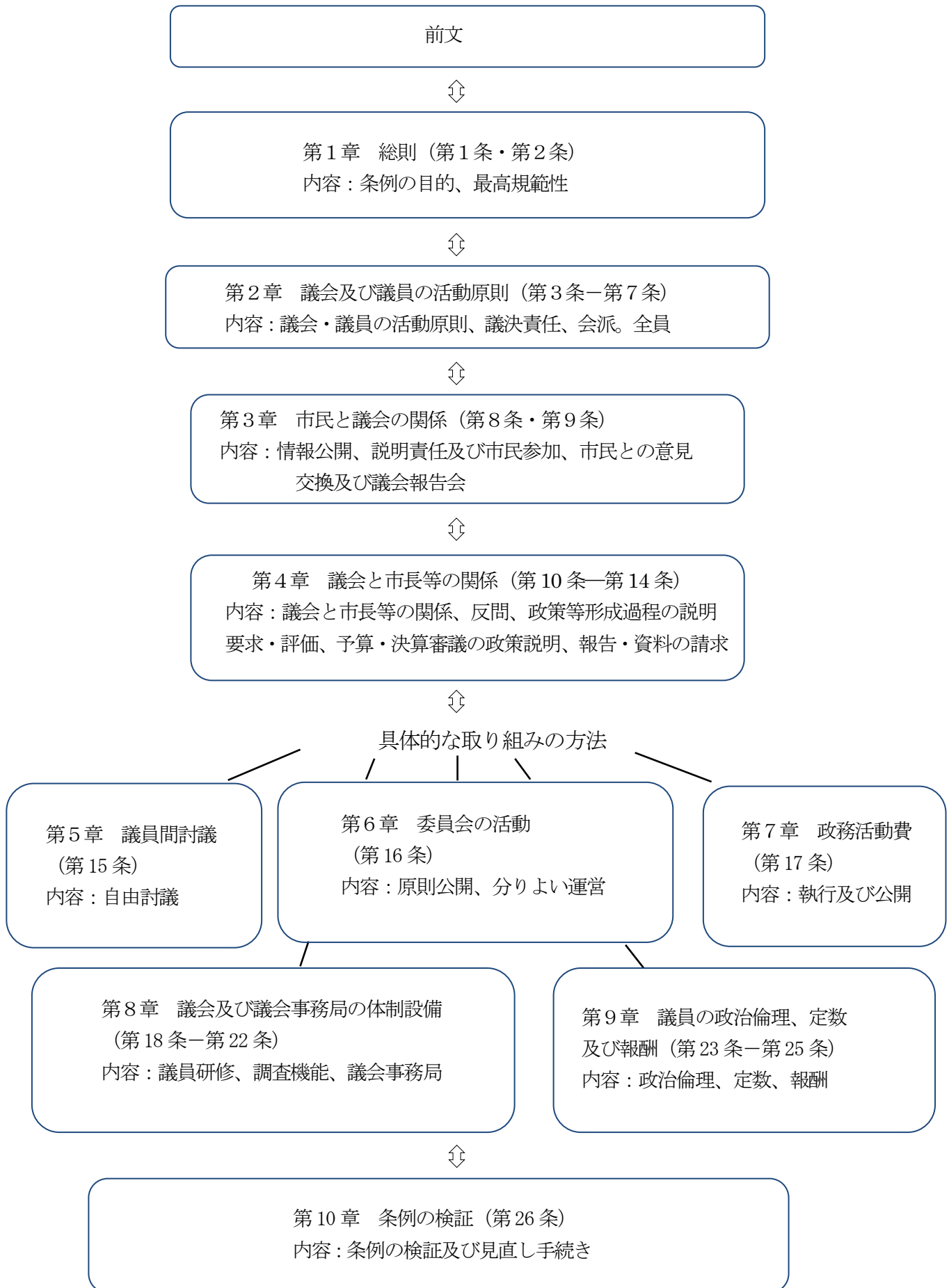
第20条（議会事務局の体制整備）	14
第21条（議会図書室の充実）	14
第22条（議会広報の充実）	15
第9章 議員の政治倫理、定数及び報酬	
第23条（議員の政治倫理）	15
第24条（議員定数）	15
第25条（議員報酬）	16
第10章 条例の検証	
第26条（条例の検証及び見直し手続き）	16
附 則	17

<改訂履歴>

平成25年4月作成

令和5年11月一部改訂（条文誤記載・解説等の修正）

条例体系図



地方議会は、市民から直接選挙で選ばれた議員と市長とで構成された二元代表制のもと、緊張ある関係を保ちつつ、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

地方分権のもと、自治体の権限が一層拡大する中、議事機関としての議会は、立法機能を十分発揮しながら、市民の多様な意思を反映させるための議論、市政の監視評価、政策立案、情報の公開、市民への報告などが求められており、市議会の役割はますます重要になっている。

我が玉野市は、瀬戸内海の風光明媚な海岸線や山々に恵まれ、国の重要港湾である宇野港を擁する船と港のまちとして栄え、山海の資源に生まれ、先人達が営々として築いてきた。今後も、市民一人ひとりが安全・安心に暮らせるよう努め、幸せで豊かなまちの未来を築いていく必要がある。

玉野市議会は、これまでの議会改革の取り組みをさらに推進し、公正、透明で「真に開かれた議会」を確立し、市民とともに、地域における民主主義と住民自治を発展させ、市民福祉の向上と、よりよい玉野市の未来を築いていくものである。

ここに、本市議会は、市民の信託に全力を挙げて応えていくことを決意し、責任と強い意志を持ち、議会の最高規範として、玉野市議会基本条例を制定する。

【解説】

- ・ ここでは、前文として条例制定の背景、必要性及び玉野市議会の目指すべき方向性を定めています。
- ・ 平成12年の地方分権一括法の施行に始まる地方分権の進展に伴い、地方自治体の権限と責任が拡大し、議会が果たすべき役割や責務はますます重要になってきています。
- ・ 今後、議会に求められる機能や果たすべき役割を検証する中で、議会基本条例の必要性が認識されたことから、ここに条例を制定することとしました。

【用語】

- ※「二元代表制」とは、地方自治体において首長（市長）と議員を住民がともに直接選挙で選ぶ制度のこと。
二元代表制の特徴は、首長（市長）、議会がともに住民を代表すること。（国では、選挙で選ばれた議員で組織された国会が内閣総理大臣を指名し、内閣を組織する議院内閣制）
- ※「地方自治の本旨」とは、憲法第92条に規定されており、住民自治（住民が自ら治めること）と団体自治（地方自治体による地方の行政）からなる地方自治のあるべき本来の趣旨のこと。
- ※「議事機関」とは、条例の制定や市政運営の基本的な事項について審議し、決定する機関であり、いわゆる「議会」のこと。市の意思決定は、議会の議決により行われる。この「議決権」が、議会の権限の中で最も本質的なものであり、このように呼ばれる。
- ※「地方分権」とは、国の権限や財源を本来の役割分担どおり地方に移し、地域のことは地域で決めることができる仕組み。
- ※「政策立案」とは、市政における課題解決など、その実現に必要な仕組みなどに関する条例案を、議会に提案すること。
- ※「信託」とは、信用して委託すること。
- ※「規範」とは、てほん、模範、のっとるべき規則のこと。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員が担う役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会の活性化及び市民参加を基本とした、市民の信託に応えられる、真に開かれた議会運営の実現を図るとともに、地方自治の本旨に基づき公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

- ・ ここでは、何のために議会がこの条例をつくったかという目的を定めています。
- ・ 目的
玉野市議会の運営について、基本的な事柄を定め、文章で市民に公表します。それにより、議会の活性化や市民の信託に応えられる真に開かれた議会運営の実現を図ります。
同時に、地方自治の本旨に基づいた、公正で民主的な市政の発展に寄与します。

【参考条文】日本国憲法 抜粋

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治法の本旨に基いて、法律でこれを定める。

【用語】

- ※「信託」とは、「前文」用語説明参照
- ※「地方自治の本旨」とは、「前文」用語説明参照

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例及び規則等は、この条例と整合を図るものとする。

【解説】

- ここでは、この条例が玉野市議会の規程の中で、最も上位に位置づけられる最高規範性について定めています。
- ・ 条例とは、議会が議決して定めることができ、国の法律に相当するものです。
 - ・ この条例が、玉野市議会の諸規程の中で最も上位に位置付けされるものであり、議会に関する他の条例、規則などの規程については、この条例で定める理念や原則との整合を図ることとしています。

【用語】

- ※「規範」とは、「前文」用語説明参照。
- ※「整合」とは、ととのい一致すること。きちんと合わせること。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、市民を代表する議事機関であることを自覚し、市長及び執行機関（以下「市長等」という。）による市政運営を監視及び評価するとともに、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に分かりやすく開かれた議会とすること。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提案の強化を図るとともに、把握した意見を市政に反映させる議会運営を行うこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づき設置する議会運営委員会で定めた事項を遵守するとともに、不断の見直しを行うこと。
- (4) 市民参加が促進されるよう市民の関心が高まる議会運営を行うとともに、積極的な広報活動を行うこと。

【解説】

- ・ ここでは、議会が活動するときの原則を定めています。
- ・ 議会は、市民の代表であるという視点で市政運営を監視・評価（いわゆるチェック）しなければなりません。
- ・ ここでは、
 - (1) 公平性・透明性を保ち、市民にわかりやすく開かれた議会とすること
 - (2) 市民の様々な意見を聴き、これを政策の立案などに役立て市政に反映させること
 - (3) 議会において取り決めた議会運営及び代表者会議で決めた申し合わせ事項などを守るとともに、常に見直しすること
 - (4) 議会運営に関して、市民の関心が高まり、さらに市民参加が促進されるよう積極的な広報活動を行うことを規定しています。

【参考条文】地方自治法 抜粋

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

- 3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項

【用語】

※「議事機関」とは、「前文」用語説明参照

※「執行機関」とは、ここでは市長、教育委員会など市政を行う権限を持ち、所掌事務を執行する機関のこと。

※「議会運営委員会」とは、円滑な議会の運営を行うため、議会運営全般について協議し意見調整を図る場として設置された委員会であり、現在5名の議員で構成。（令和5年10月1日時点）

※「政策立案」とは、「前文」用語説明参照。

※「政策提案」とは、市政における課題の解決などに必要な政策を本会議や委員会の場で市長等に対し提案すること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、その責務を認識し、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政全般について、個別及び地域別等の市民意見を把握するとともに、自らの資質を高めるため常に研鑽^{さん}を行い、真に市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。

【解説】

- ・ 前条では、議会の活動原則を定め、ここでは、議員が活動するときの原則を定めています。
 - (1) では、議会が言語や文章により論議し、複数の議員の話し合いにより成り立つ組織であることを認識し、議員間の自由な討議を大切にすること
 - (2) では、議員の活動は、地域などの個別的な課題に取り組むとともに、選挙で選ばれた市民全体の代表者でもあることから、市民の意見を的確に把握し、また、常に研鑽^{さん}して、真に市民の代表としてふさわしい活動を行うこと
これらを十分認識して、活動しなければなりません。

【用語】

- ※「言論の場」とは、言語や文章によって思想を発表して論ずる場所のこと。
- ※「合議制」とは、複数の人による協議のことで、話し合いによって物事を決定すること。議会の本会議や委員会は合議制。

(議決責任)

第5条 議会は、市の最高意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について市民に説明する責任を有する。

- 2 議案に対する議決の賛否は、議決責任の観点から原則として公表する。

【解説】

- ・ ここでは、議会の議決責任の重要性について規定しています。
- ・ 提案された議案は、議会の審議を経て議決されなければ効力が生じません。このため第1項では、議会は、議案を議決した以上、このことにより市民生活がどのような影響を受けるのかなどについての説明をする責任（説明責任）をはじめ、議決した責任を負わなくてはならないとしています。
- ・ 第2項では、議決について責任を負うため、議案に対する議決の賛否を市民が分かるように「原則公表」することとしています。

【用語】

- ※「議決」とは、表決の結果得られた議会の意思決定（例えば可決、否決等）のこと。
- ※「議案」とは、議会の議決を経るため、市長や議員、委員会が、議会に提出する案件のこと。

(会派)

第6条 議会の会派（以下「会派」という。）は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し活動する。

2 会派の代表者で構成する各会派代表者会議は、各会派の意見を集約し、会派間の意見調整を行う。

【解説】

- ・ ここでは、議会の会派について定めています。
- ・ 第1項では、会派を、議会の構成、議会費の予算、その他重要な案件等を協議するときの合意形成に資するものとして位置付けています。
- ・ 第2項では、会派で調査研究を行い、政策立案や政策提言を行うことや、会派間の意見調整を行うことにより、議会活動・議会運営の円滑な実施に努めることとしています。

【参考条文】

玉野市議会各派代表者会議に関する要綱 抜粋

第2条第1項「会派とは、主義主張を同じくする2人以上の所属議員を有する団体をいう。」

【用語】

※「会派」とは、政策を中心として考えを同じくする議員により、議会内に結成された同志的集合体のこと。

※「要綱」とは、条例で定められた事項について、より実務的、具体的に内容を定めた条文形式のもの。

(全員協議会)

第7条 議会は、市政及び議会に係る諸事項について討議するため、全員協議会を設置する。

2 全員協議会に関することは、別に定める。

【解説】

- ・ ここでは、「全員協議会」に関する規定を、新たに定めています。
- ・ 第1項では、議員全員によって協議する場である「全員協議会」について、議員間の自由な討議を促進するためにも規定を新たに設けました。
- ・ 第2項では、全員協議会の具体的な事項については、議長が別に要綱で定めることとしています。（この規定に基づき、玉野市議会全員協議会要綱を定めています。）

【用語】

※「全員協議会」とは、全議員により市政に関する重要な案件その他について協議、調整するために開かれる会議のこと。

第3章 市民と議会の関係

(情報公開及び市民参加)

第8条 議会は、市民に対する説明責任を十分に果たすため、議会の活動に関する情報公開を積極的に行う。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）並びに全員協議会を原則として公開する。
- 3 議会にあっては、法第100条の2の規定による専門的知見の活用、委員会にあっては、法第109条第5項において準用する法第115条の2の規定による公聴会及び参考人制度を十分に活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努める。
- 4 議会は、請願及び陳情を請願又は陳情する者による政策提言として位置づけるとともに、その委員会審査においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

【解説】

- ・ ここでは、第1項で、市民に対して積極的に情報を公開することや市民に対する説明責任を十分に果たすことを定めています。
- ・ 第2項では、本会議、各委員会、全員協議会などを市民に原則公開することとしています。
- ・ 第3項では、参考人制度や公聴会制度を積極的に活用することにより、市民参加を促しこれらを議会の討議に反映するよう努めることとしています。
- ・ 第4項では、請願及び陳情を政策提言と位置づけ、委員会審査には提案者の意見を聴く機会を設けることができることを定めています。

【参考条文】 地方自治法 抜粋

第100条の2 「普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。」

第109条第5項 「第115条の2の規定は、委員会について準用する。」

第115条の2第1項 「普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。」

第115条の2第2項 「普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。」

【用語】

- ※「常任委員会」とは、それぞれの委員会に属する市の事務に関する調査を専門的に行い、議案等の審査を行う機関。玉野市議会には、定数7名の「総務文教委員会」及び定数6名の「厚生委員会」「産業建設委員会」の3常任委員会を設置。
- ※「議会運営委員会」とは、「第3条」用語説明参照。
- ※「特別委員会」とは、常任委員会とは別に、特定の事項などについて審査や調査・研究を行う必要がある場合、議会の議決により設置される委員会。直近では、令和5年3月まで、議会改革について調査・研究を行う「議会改革特別委員会」を設置していた。

※ 「会派」とは、「第6条」用語説明参照。

※ 「参考人」とは、委員会が、その調査又は審査のため必要があると認めるときに出頭を求め、これに応じて委員会に出頭してその意見を述べる者のこと。

※ 「公聴会」とは、委員会が予算その他重要な議案、陳情等について、利害関係者又は学識経験者等から意見を聞くために開くことができるもの。

(市民との意見交換及び議会報告会)

第9条 議会は、市民との意見交換の場を積極的に設け、市民の多様な意見を聴取するとともに、議員の政策立案能力が向上するよう常に研鑽^{さん}を行うこととする。

2 市政の諸課題に的確に対処するため、市政全般にわたって議員と市民が自由に情報及び意見を交換するため議会報告会を開催する。

3 議会報告会に関することは、別に定める。

【解説】

- ここでは、市民との意見交換の場及び議会報告会について定めています。
- 第1項では、市民との意見交換の場を積極的に設け、多様な意見を聴取するとともに議員の政策立案能力が向上するよう常に研鑽^{さん}することを定めています。
- 第2項では、本議会初の試みである「議会報告会」についても定めています。
この議会報告会とは、議会が何をしているのか、議会で何がどのように議論されているのか、市民に十分理解してもらう必要があるため、議員が地域に出向き市民に対して直接議会活動の報告や市民と自由な意見の交換をする機会を設けるものです。
これらにより、市民の声を十分に取り入れて、市政に対する新たな政策立案などに結びつけていきます。
- 第3項では、議会報告会の具体的な事項については、議長が別に要綱で定めることとしています。(この規定に基づき、玉野市議会議会報告会実施要綱を定めています。)

第4章 議会と市長等の関係

(議会と市長等の関係)

第10条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。

2 本会議における一般質問等議員の発言は、論点及び争点を明確にし、市民に分かりやすい言葉を用いるよう努める。

3 議長から本会議及び委員会等（議会が開催するすべての会議を含む。）への出席を要請された市長等は、議長又は委員長等（各種会議の議長又は座長を含む。）の許可を得て議員の質問及び質疑に対して、論点を明確にするため反問することができる。

【解説】

- ここでは、議会と市長等執行機関の基本的な関係を定めています。
- 本市をはじめ自治体は、二元代表制により市長と議会が、ともに市民を代表し、相互の牽制と均衡により、お互いの専行を抑制する体制をとっていますが、これは両者の対立を意味するものではありません。

その目的は、市民福祉の向上のためにお互いに緊張感を持ち続け、それぞれの責務を果たすことにあります。

第1項に関連して、議員が市政について提言や質問をすることができる一般質問について、本市においては、平成20年6月議会から市民にとって分かりやすい一問一答方式を導入しています。

第2項では、反問権について定めています。現在、議会では市長等から議員へ質問をする規定がありません。このため、議員が行う質問の内容が不明確な場合も考えられます。論点を明確にするため市長等が議員の質問主旨や意図を確認し、論点をはっきりさせるための質問（反問）を、議長又は委員長等の許可を得てできるよう定めています。

【用語】

※「執行機関」とは、「第3条」用語説明参照

※「審査」とは、第8条に定める委員会において、議会の議決の対象となる議案などについて議論し、一応の結論を導き出す過程のこと。

※「一問一答方式」とは、一般質問等を論点が分かりやすくするため、まず一つ質問を行い、その答弁が完結してから次の項目の質問に移るといった質問と答弁の行い方のこと。（平成20年6月導入）

（政策等形成過程の説明要求及び評価）

第11条 議会は、市政に関する重要な政策、計画、施策及び事業等（以下「政策等」という。）を含む議案等が市長から提出されたときは、次に掲げる事項の説明を求め、市長は政策等の決定過程の説明を行うものとする。

- （1） 政策等を必要とする背景
- （2） 提案に至るまでの経緯
- （3） 他の自治体における類似する政策等との比較検討結果
- （4） 市民参加の有無とその内容
- （5） 玉野市総合計画との整合性
- （6） 財源措置及び将来にわたるコスト計算
- （7） その他議会審議に必要な事項

2 議会は、前項の政策等の提案及び審議に当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価を行うものとする。

【解説】

- ここでは、市長等が市政に関する重要な政策等を議会に提案する場合における説明要求及び評価について定めています。
- 第1項では、市長等が市政に関する政策等を策定又は議案として提案する場合及びこれ以外に市民生活に影響を及ぼすことが予定される規則、要綱の改正などを行う場合、議会審議の公正性・透明性の確保及び論点の明確化を図るため、（1）から（7）までの項目について市長等に説明を求めることとしています。

- また、市議会から説明を求めるだけでなく、政策等を提案する場合は、市長からも説明を行わなければならないこととしています。
これにより、提出される政策等の信頼性も高まるものと考えられます。
- 第2項の「政策等」には、本市が目指すまちづくりを実現するための基本方針や政策、計画、施策、事業等に加え、市民生活に影響を及ぼす要綱等の改正を含むもので、執行における論点及び争点の明確化及び執行後における政策評価を行うものとしています。
なお、委員会や議員個人から提案する場合も、この条項を準用することが求められます。

【用語】

※「審議」とは、議会の付議事件について、提案者の説明、質疑・討論、表決といった一連の過程のこと。

(予算及び決算審議における政策等の説明)

- 第12条** 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条第1項の規定に準じて、議員に対して分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。
- 2 前項の規定による市長の説明は、資料をもって代えることができる。

【解説】

- ここでは、予算や決算を審議する場合、審議内容が充実するように議員や市民に分かりやすい施策別又は事業別の説明を求めていくことを定めています。

(報告及び資料の要求)

- 第13条** 議会は、市長等に対し、次に掲げる報告を求めるものとする。
- (1) 玉野市総合計画を実現するための長期的で重要な計画の策定状況
- (2) 審議会等の開催状況の概要
- 2 議会は、議案審議等に当たり、市長等に対し、必要に応じて資料の提出を求めることができる。

【解説】

- ここでは、議会が求める報告及び資料の提供について定めています。
- 第1項では、市はまちづくりに関して総合的な計画である総合計画を定め、これを基に各種施策を行っています。
(1)では、玉野市総合計画の基本構想、基本計画をはじめとする中長期的で重要な計画について、
(2)では、市長等が設置する各種審議会等について市長等から報告を求めることとしています。
- 第2項では、本会議や委員会で議案審議や審査を行うとき、議論を活性化するため議会の情報不足を補う必要があります。
しかし、現行の地方自治法には、議会から市長等に対する一般的な資料要求に関する明文の規定がなかったため、ここで資料の請求権を規定するものです。

【用語】

※「審議会」とは、執行機関が政策等を立案する場合、学識経験者や利害関係者の意見を反映させるために設置する合議制の諮問機関のこと。

(議決事件の追加)

第14条 法第96条第2項に規定する議決事件については、別に条例で定める。

【解説】

- ・ ここでは、議決事件の追加について定めています。
- ・ 議会の議決権は、条例を設け又は改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること等、地方自治法第96条第1項に定められています。
これら以外にも、議会自らが議会の意思を反映させるべき事件が生じたときには、これを議決すべき事件に追加することを定めています。
この規定に該当するものとして、平成25年1月1日施行の「玉野市議会の議決すべき事件を定める条例」があります。

【参考条文】 地方自治法 抜粋

第96条第2項 「前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。」

【用語】

※「議決事件」とは議会の行う議決の対象となる事項、事柄のこと。

第5章 議員間討議

(自由討議)

- 第15条** 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由で闊達な^{かつ}討議（以下「自由討議」という。）による運営を行う。
- 2 議会は、本会議及び委員会において議員、委員会及び市長から提出された議案並びに市民等から提出された請願、陳情等の審議等に当たっては、議員相互間の議論を十分に尽くさなければならない。
 - 3 議員は、自由討議を活用し、議案の提出を積極的に行うよう努める。
 - 4 自由討議に関することは、別に定める。

【解説】

- ・ ここでは、第1項で、議会は言論の場であることから、「議会の会議は、議員間の自由闊達な^{かつ}討議による運営を行う」ことを定めています。
- ・ 19名（令和元年5月1日から）の議員からなる本市議会は、その意思決定過程において、多様な意見を言論によって討議するという機能があります。これは二代表制の一方である市長については一人(独任制といいます。)のため、なし得ない機能です。議会の役割が重要であるのは、市民の様々な意見を集約し賛否両論の意見があるからであり、結果的には多くの選択肢が一つに絞りこまれても、意思決定過程において、議会内では多様な意見の下で、多面的な検討がなされ理解が深まるとともに、批判や反論、同調という過程を経て、一つの意思に形成されていくことこそが、議会の本質ともいえます。

- ・ 第2項及び第3項では、議員は、この自由討議を活用することにより、市政における課題に関し理解を深め、議員自らが提出する議案を増やすよう努力するものです。
- ・ 第4項では、具体的な自由討議のやり方については、議長が別に定めることとしています。（この規定に基づき、「玉野市議会自由討議実施要綱」を定めています。）

【用語】

※「自由闊達^{かつ}」とは、何事にも束縛されず、思い通り事を行うこと。

※「言論」とは、言葉や文章によって思想を発表して論ずること。また、その意見。

第6章 委員会の活動

（委員会の活動）

第16条 委員会は、その専門性及び特性を生かして必要の都度開催し、あらゆる行政課題に迅速かつ柔軟に対応しなければならない。

2 委員会審査に当たっては、原則としてその審査を公開するとともに、市民に対して分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

【解説】

- ・ ここでは、第1項で、委員会の活動について、専門性及び機動性を生かし、本会議閉会中においても必要の都度積極的に開催することにより、あらゆる行政課題に素早く柔軟に対応することを定めています。
- ・ 第2項では、その委員会の審査については、透明性を確保するとともに、市民に分かりやすい議論に努めることを定めています。
- ・ 本市議会には、3常任委員会（総務文教、厚生、産業建設）と、議会運営委員会及び必要に応じて設置される特別委員会があります。（第8条の用語参照）

第7章 政務活動費

（政務活動費の執行及び公開）

第17条 会派又は議員は、調査研究、政策立案等に資するために必要な経費の一部として交付される政務活動費については、適正に執行するとともに、その使途及び結果について、透明性を確保するため公開しなければならない。

【解説】

- ・ ここでは、政務活動費を執行するに当たっての遵守事項及び公開の透明性の確保について定めています。
- ・ 地方自治法の規定を根拠に、議員の政策立案能力などを高めるため、日頃の調査研究活動に必要な経費の一部として、会派又は議員に対し交付される政務活動費について定めています。
- ・ 玉野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年玉野市条例第2号）を定め、その使途及び結果について、市民に対し透明性を確保するために公開しなければならないことを定めています。（現在、市役所2階の閲覧室で常時公開しています。）

- ・ 具体的な定めとして玉野市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則、玉野市議会政務活動費の手引きがあります。

【参考条文】 玉野市議会政務活動費の交付に関する条例 抜粋
(政務活動費の返還)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、交付を受けた年度における政務活動費の総額から同年度において支出した額を控除して残余の額のある場合は、速やかに当該残余の額を市長に返還しなければならない。

2 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員がこの条例に違反したとき又は不適切な支出が認められるときは、期限を定めて政務活動費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

【用語】

- ※「資する」とは、役立てること。
- ※「執行」とは、ここでは使うこと。支出すること。
- ※「遵守」とは、きまり・法律・道理などに従い守ること。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第18条 議会は、議員の政策立案等の機能強化を図るため、議員研修を行わなければならない。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を積極的に開催するものとする。

【解説】

- ・ ここでは、第1項で、議員の資質や政策立案能力などの向上を図り、議会の機能を強化するため、議員研修の充実強化に努めることを規定しています。
- ・ 第2項では、専門的知見を習得するため、広く各分野の専門家を招いたり、また市民等の参加を含めた議員研修会を積極的に開催することとしています。

【用語】

- ※「知見」とは、見て知ること、その結果得られた知識、見識。

(調査機能の充実)

第19条 議会は、市政の課題に関する審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、議決により学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため必要があると認められるときは、学識経験を有する者等に専門的事項に係る調査・報告を行わせることができる。

3 第1項の調査機関について必要な事項は、別に定める。

【解説】

- ・ ここでは、議会の調査機能の充実について定めています。

- ・ 事務局の調査機能だけでは限界があるため、学識経験者や市民、場合によっては議員を含む調査機関の設置根拠を定めています。
- ・ 第1項では、調査機関の設置について、議会の議決を条件としています。
- ・ 第2項では、調査機関設置にまで至らない場合でも、学識経験者等の専門的な知見を有する者を活用し、調査、報告を行わせることができることとしており、これにより政策立案機能や監視機能を充実させることができることを定めています。
- ・ 第3項では、調査機関について具体的な事項は、設置時に議長が別に要綱で定めることとしています。

【参考条文】 地方自治法 抜粋

第100条の2 「普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。」

【用語】

- ※「諮問」とは、意見を尋ね求めること。
- ※「学識経験者」とは、学問上の識見と豊かな生活経験のある人。

(議会事務局の体制整備)

第20条 議会は、議員の政策形成及び立案機能の支援体制を充実させるため、議会事務局の調査・法制執務機能の充実強化を図らなければならない。

【解説】

- ・ ここでは、議会事務局の体制の整備を定めています。
- ・ 今後、さらなる議員の政策形成及び立案能力の向上が求められておりますが、これを支援するため議会事務局の体制を整備し、調査・法制執務機能を充実させることを定めています。

【用語】

- ※「法制執務」とは、法令を解釈したり、条例案を新たに作成したり、改正するための事務

(議会図書室の充実)

第21条 議会は、議会及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図らなければならない。

【解説】

- ・ ここでは、議会及び議員の調査研究に資することにより、政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書、資料などの充実を図ることについて定めています。
また、議会図書室の利用については、議員のみならず、職員、市民等誰もが有効に活用できるよう、広く開放することを目指しています。

【用語】

- ※「資する」とは、「第17条」用語説明参照。

(議会広報の充実)

第22条 議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な広報手段を用いて、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報の充実を図らなければならない。

【解説】

- ・ ここでは、各種情報媒体を活用した議会広報の充実を定めています。
- ・ 議会広報は、ますます重要になっています。たまの市議会だより、市議会会議録、市議会ホームページ(会議録検索、録画放映)、倉敷ケーブルテレビ等を活用し、議会に関する情報を発信していくとともに、創意工夫を凝らし、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう、また情報を共有できるよう充実を図ることを定めています。

第9章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第23条 議員は、市民の信頼及び信託に応えるため、市民全体の代表として自覚と良識を持ち、議員としての品位を保持し、高い倫理観を持って行動しなければならない。

【解説】

- ・ ここでは、議員の政治倫理について定めています。
- ・ 議員は、様々な活動を行っておりますが、その活動の公正を確保し、市民が議会に対し、不信を招くようなことのないよう、高い倫理観を持って行動しなければならないとしています。
- ・ 具体的なことは、議長が別に要綱で定めることとしております。(玉野市議会議員政治倫理要綱)

【用語】

※「品位」とは、人に自然に備わっている人格的価値、品格のこと。

※「倫理」とは、道徳の規範となる原理のこと。

(議員定数)

第24条 議員定数は、議会が有する機能を十分発揮し、市民の意思を的確に市政に反映させるため、議会において活発な議論が行われるよう定めなければならない。

- 2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較のみならず、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮しなければならない。
- 3 議員定数については、別に条例で定める。

【解説】

- ・ ここでは、議員の定数について定めています。
- ・ 議会を構成する議員の定数については、地方自治法や本条例に規定する活動の実態に合わせ、広範多様な市民意見の把握という議会の役割、多面的・多角的な視点からの市政の監視機能、調査機能、政策形成機能などを損なうことがないように定数を定めることとするものです。

- ・ 本市の定数は「玉野市議会議員定数条例」で19人（令和元年5月から1名減員しています。）と定めています。

（議員報酬）

第25条 議員報酬の改正に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮しなければならない。

- 2 議員報酬については、別に条例で定める。

【解説】

- ・ ここでは、議員の報酬について定めています。
- ・ 議員に対して支給される議員報酬については、市政の監視機能、調査機能、政策形成機能など活動内容のみならず、市の行財政状況、市域の社会経済情勢、他市の状況などをはじめ将来的な予測と展望を検討して定めています。
- ・ 議員の報酬額を定めるに当たっては、市長の諮問機関である「玉野市特別職報酬等審議会」の意見を尊重することとしています。
- ・ 本市議会の議員報酬は「玉野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例」で定めています。

【用語】

※「玉野市特別職報酬等審議会」とは、市長の諮問機関として設置され、議員の報酬や政務調査費の額及び市長・副市長の給料の額を審議する機関のこと。

第10章 条例の検証

（条例の検証及び見直し手続き）

第26条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会で検証しなければならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、又は、随時この条例の研修を行わなければならない。
- 3 議会は、第1項の規定による検証の結果に基づき、必要に応じてこの条例の改正を含む適正な措置を取らなければならない。
- 4 議会は、この条例を改正するときは、本会議において改正の理由、内容及び背景等を詳細に説明しなければならない。

【解説】

- ・ ここでは、議会基本条例の検証、見直しについて定めています。
- ・ 第1項、第2項では、本条例の実効性を向上させるために、議会運営委員会において本条例の検証を少なくとも4年に一回、一般選挙後に行うこと、また、この条例についての研修を行うことを定めています。
- ・ 第3項、第4項では、検証の結果、必要に応じて、本条例を改正する場合の手続きについて規定しています。本条例は、議会における最高規範としての重要な条例ですので、改正に当たっては、その理由等を詳細に説明しなければならないと定めています。

【用語】

※「一般選挙」とは、地方公共団体の議会議員の全員について、4年に1回行われる選挙のこと。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【解説】

- ・ この条例の効力が発生する日を定めています。